

AI 会議録作成支援サービス利用 仕様書

1 調達件名

AI 会議録作成支援サービス利用

2 目的

AI 等の先端技術を導入し、音声を自動的に認識して文字化（以下「テキスト化」という。）を行うシステムを導入することで、庁内の会議・審議会等（以下「会議等」という。）の議事録の作成に要する職員の作業時間を削減し、業務の効率化と市民サービスの向上を図る。

3 契約期間及びサービス期間

契約期間：契約締結の日 から 令和3年3月31日まで

サービス期間：令和2年7月1日 から 令和3年3月31日まで

なお、契約の更新があった場合には、ユーザーID等を引継ぎ、そのまま継続してサービスが利用可能であること。

4 サービスの範囲及び概要

本サービスの範囲及び概要は以下のとおり。

- (1) 音声ファイルや動画ファイルをアップロードすること（以下「処理依頼」という。）によるテキスト化のサービスの提供

処理依頼により、会議等の音声ファイルのテキスト化を行うシステムをクラウドサービスにて提供する。

- (2) 認識結果編集機能の提供

(1)により出力された認識結果ファイル（以下「認識結果ファイル」という。）を編集するための機能（利用者PCへインストールするクラウドサービス又はソフトウェアのいずれかの形態による）を提供する。

- (3) 利用開始時における環境設定の実施

利用にあたり必要となるIDの作成等を行うとともに、契約後にスムーズに利用が開始できるような環境設定を行うこと

5 サービス等の要件

- (1) クラウドサービス要件

ア 基本機能

- (ア) インターネット上にクラウドサービスサイト（以下、「サービスサイト」という。）が公開され、音声ファイルや動画ファイルがアップロードできること。
- (イ) 処理依頼により、テキスト化を行い、認識結果ファイルをサービスサイトからダウンロードできること。
- (ウ) Microsoft Internet Explorer11からの利用が可能であること。

- (エ) サービス提供開始後、契約終了の日まで常時利用可能であること。
- (オ) インターネット上の通信及びテキスト化したクラウド上のデータに対し、暗号化等によるセキュリティインシデントへの対策が講じられていること。
- (カ) ログイン時に、ユーザーID及びパスワードによる認証を行えること。
- (キ) ユーザーごとに、処理依頼と認識結果編集機能を利用できる一般ユーザーと一般ユーザーの権限に加えて全てのユーザーの利用状況が確認できる権限等を有する管理者ユーザーのいずれかが設定できること。
- (ク) システムに登録可能なユーザー数は200以上とすること。
- (ケ) 複数ユーザー（上限は設定しないものとする）が同時にログインし、処理依頼及び認識結果ファイルのダウンロードをすることが可能であること。
- (コ) 利用にあたりWebブラウザ以外の特別なアプリケーションのインストールを必要としないこと。

イ 処理依頼及びファイル管理機能

- (ア) 音声ファイルは、WAV、WMA、MP3全ての形式に対応していること。
- (イ) 動画ファイルは、WMV、AVI、MP4の全ての形式に対応していること。
- (ウ) 認識結果ファイルは、一般的なソフトウェアが扱えるTXT、CSVの形式で出力が可能であること。また、認識結果編集用機能としてソフトウェアを用いる場合、認識結果編集ソフト上で音声とテキストデータを対応付けて統合的に扱えるファイル形式（以下、「編集用ファイル」という。）での出力が可能であること。
- (エ) 処理依頼に係る音声ファイルおよび認識結果ファイルへのアクセスは、当該処理依頼を行ったユーザーのみが行えること。
- (オ) テキスト化をする音声ファイルの件数や累計録音時間に制限がないこと。
- (カ) 処理依頼時や認識結果ファイル完成時に通知メールをユーザーごとに、事前に設定したメールアドレス宛に送信ができること。
- (キ) ユーザーごとに自らの利用状況として、処理依頼回数、処理依頼時刻、認識結果ファイル完成時刻、音声ファイルや動画ファイル（以下「音声ファイル等」という。）の長さの確認ができること。

ウ 音声認識機能

- (ア) 会議等の複数の発音者による自然発話の音声テキスト化できること。
- (イ) 処理依頼してから認識結果ファイルのダウンロードが可能となるまでの時間が、音声ファイル等の長さと同等の時間内であること。
- (ウ) 認識結果編集機能を用いて、正しくテキスト化されなかった文字を修正した編集用ファイルをサービスサイトにアップロードする等の方法で、利用開始後も音声認識システムのテキスト化の精度向上を図れること。
- (エ) 不特定の話者に対応し、話者の音声の事前登録及び事前学習が不要であること。
- (オ) 単語認識ではなく連続音声認識であり、発話内容を一字一句テキスト化できること。
- (カ) 話し言葉が認識できること。
- (キ) 間投詞等の不要語を認識し、意味ある単語と区別できること。
- (ク) 音声認識に用いる語彙をユーザー辞書の登録により追加できること。追加にあたっては、csvファイル等の一般的な形式のファイルのアップロードによる一括登録に対応していること。

エ 管理者機能

管理者ユーザーについては、一般ユーザーの機能に加え、次のことが行えること。

- (ア) 全てのユーザーが行った処理依頼に係る音声ファイル等および認識結果ファイルへのアクセス
- (イ) 全てのユーザーの利用状況の確認
- (ウ) 全てのユーザーの操作履歴のサービスサイト上での確認

(2) 認識結果編集機能要件

ア ソフトウェアとして本市職員が事務で使用する端末にインストールする必要がある場合は、下記スペックの端末にインストールできるものであること。

CPU	Intel Celeron
メモリ	4GB
OS	Microsoft Windows 10 (64bit)
音声ファイル等再生ソフトウェア	Microsoft Windows Media Player
光学ドライブ	CD-ROM ドライブ
USB ポート	利用可 (USB キーによる起動制限用)

- イ 新たに発見された不具合等に対応するためのアップデートプログラムが提供できること。
- ウ 認識結果編集機能の起動にあたり、ライセンス認証が必要である場合は、1ライセンス (USB キー等、容易に変更できるものとする) を納入すること。
- エ 認識結果編集機能がソフトウェアのインストールを必要とする場合、起動時のライセンス認証の有無に関わらず、ソフトウェアの同時インストール数については制限なしとすること。
- オ 認識結果ファイルの編集及び音声の再生に係る操作が同一画面で行えること。
- カ 発話者、発話開始時間、発話終了時間、認識結果文字列、編集結果文字列、編集者名、備考が並べて表示できること。
- キ 音声再生時に音声認識結果の対応部分がわかるよう視覚的に表示できること。
- ク 音声信号は波形表示され、発話区間も視覚的に表示できること。
- ケ 発話区間単位での音声再生及び認識文字列の修正・編集が同一画面上で行えること。
- コ 認識結果ファイルおよび編集結果を、Microsoft Word で編集可能なファイル形式で出力できること。
- サ 認識結果及び編集結果の文字列に対して全文検索ができること。
- シ 発話区間の作成及び削除、結合と分割、時間位置の変更ができること。
- ス 認識結果の文字列に対するカーソル位置と音声再生の開始位置がリンクしていること。
- セ 音声の再生、停止、早戻し、早送り、発話区間単位の前後移動がキーボード操作、マウス操作いずれでもできること。
- ソ ピッチを変えずに音声の再生速度の変更ができること。
- タ 発話区間を選択してその音声再生ができること。また、選択した発話区間の音声のループ (繰り返し) 再生が可能であること。
- チ 音量及び音質が調整できること。

6 利用環境の構築

(1) ユーザー割当

ア 利用開始時に、発注者が提供するユーザーリスト（所属または個人等の単位による）を元に、ユーザーごとにユーザーIDとパスワードの割当を行うこと。なお、パスワードは、8文字以上の英数字で類推が困難なものとする。また、割り当てたユーザーID及びパスワードの一覧を、Microsoft Excelで編集可能なファイル形式で、ユーザーリスト提供後1ヶ月以内に、電子メールにより発注者へ送付すること。

イ 契約期間中に、組織改正その他の理由によりユーザーID及びパスワードの割当の変更・削除等の必要が生じた場合は、これに対応し変更・削除等を実施の上、変更分のID及びパスワードを発注者へ送付すること。なお、パスワードの要件及び発注者への送付形式はアと同様とする。

(2) 保守サポート業務

ア メール、電話による問い合わせ対応を行うこと。

イ ソフトウェアの定期バージョンアップを行うこと。

ウ 製品バグフィックス及び最新マイナーバージョンアップモジュールの提供サービスを行うこと。

エ WindowsのOSやWebブラウザのバージョンアップに対応すること。

7 契約期間満了時の対応

契約期間満了時には、すみやかに蓄積した音声データ及び認識結果データの確実な消去を実施し、発注者へ報告すること。

8 その他

(1) 受注者は、業務の実施に当たり、発注者が、受注者に対する支援や問い合わせ、情報提供等の依頼をしたときは、直ちに依頼事項に着手し、発注者が指定した期限までに業務を実施すること。

(2) 受注者は、本業務を遂行する上で知り得た発注者の業務に関する情報（以下、「発注者の情報」という）について、その秘密を厳守し第三者への漏洩を防止するとともに、必要かつ十分な管理的措置を施すこと。

(3) 受注者の従業員及び受注者の従業員であった者は、契約の締結に際して知り得た発注者の情報を契約の存続期間のみならず、契約の終了後及び解除後においても、第三者に漏らしてはならない。

(4) 契約に定める保護の対象となる情報とは次の各号の一に該当する情報とする。

ア 発注者が保有する磁気テープ、光学ディスク等の媒体に記録された情報

イ 発注者が保有する文書又は業務内容を指示する文書に記述される情報

ウ 発注者が口述により受注者に伝える情報

エ 前各号に定めるもののほか、発注者が特別に受注者に指示した情報

(5) 仕様に疑義があるとき、又は定めのない事項については、発注者・受注者が協議して定めるものとする。